

平成20年6月18日

各位

大同特殊鋼株式会社

取締役社長 小澤 正俊

弊社における構造用鋼鋼材の検査証明書不備について

経済産業省から指示のありました「品質に関する法令及び各種の品質規格等が求める内容の遵守に関する総点検」を行いました結果、弊社 知多・星崎工場において、お客様との協定書に定められていた地きず検査を超音波探傷検査で代替保証し、且つ、検査証明書で「地きず Good」と報告していたことが判明致しました。

本来、お客様との協定書を改訂させていただいた上で検査方法を変更し、検査証明書に「超音波検査 Good」と報告すべきところ、その手順を行っておりませんでした。

この事実を厳粛に受け止め、真摯に反省するとともに、早急にお客様に説明、及び検査方法の協議をさせていただきます。また、関係当局からのご指導をいただきながら、再発防止に向けて早急に取り組んでまいります。

記

1. 調査結果

- ・検査記録のある5年間（平成15年7月～平成20年6月）に出荷した構造用鋼鋼材〔機械構造用炭素鋼鋼材、焼入性を保証した構造用鋼鋼材（H鋼）、機械構造用合金鋼鋼材、アルミニウムクロムモリブデン鋼鋼材〕合計1,100,443トンの内、117,444トンについて、お客様との協定書に定められた地きず検査を超音波検査で代替しており、その報告は「地きず Good」としておりました。

2. 不備の背景

- (1)地きず検査は、鋼材製品から代表抜取りで試料を採取し、試験片を加工した後、加工面に表れた非金属介在物（地きず）を肉眼で検査するものですが、超音波探傷技術の進歩により、非破壊で全長・全断面に亘り、この非金属介在物の検査が可能となってまいりました。
また、お客様からは、全長保証のニーズが高まり、弊社は全量超音波探傷検査を実施できる体制を整えました。
- (2)これらの背景の中で、現場統括者（工場長）の判断により、お客様との協定がある製品につきましては、肉眼による地きず検査を超音波探傷検査にて代替していくこととしましたが、協定の見直しを行わないまま今日に至りました。
- (3)超音波探傷検査にて地きず品位の実質的な保証はできており、且つ、従来からお客様での品質問題も発生していませんが、協定の内容と検査との整合性が不十分であったことを重く受け止め、品質管理体制のあり方について、見直し・改善を図り、再発防止に向けて早急に取組んでまいります。

以上

本件に関するお問合せ先	総務部 広報室	TEL 052-963-7503
お客様お問合せ窓口	鋼材事業部 技術サービス部	TEL 03-5495-1273